

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1906

2020・12・7
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

コロナ禍で苦しむ業者に寄り添っていく。

来年度には中小企業振興条例の制定を口指したい！

—安芸高田市と交渉—



要望書を総務部長に
渡す国重会長

11月27日に安芸高田市と交渉と懇談を行いました。石丸市長の参加には至りませんでしたが、総務部長をはじめ6名出席され、三次民商から国重会長、植野支部長含め6名が参加しました。

交渉に先立ち、総務部長から「昨日、商工会や工業会からも意見交換を行い、業種によつては直接的な影響が無いところもあるが、11月以降、経済は下降気味となっている」との話があり、その後の要望書に基づき、回答していただきました。

①の振興条例については、「安芸高田市はほぼ中小企業であり、そこで働く労働者や市民生活の向上などを踏まえ、今年度にも制定したかったがコロナ禍でできなかった。理念型の条例として県や北広島町が整備されている現状があるので、来年度に向けてぜひ制定していくよう考えていく」と商工観光課から力強い回答がありました。

②の安芸高田市の「事業継続応援金」は、持続化給付金に該当しない売上減30%以上とし、出来るだけ早く支援をと取り組んだ結果、事業者に喜ばれた事業であったと報告。財源が無いので第2弾の実施は難しい。と同時に経済を回していく意味での小企業で使える工夫を先駆けて行った商品券、応援券、旅行券がある。

③の減免制度については、感染状況を見て判断していきたい。



⑤のリフォーム助成制度は、効果があつたのは理解しているが、今は人口対策として、

④についてはWEB申請となっているため、不慣れな人には難しいのは承知している。こうした方に配慮してほしいとは常々思っている。商工会同様、民商さんにもぜひ業者の相談に関し寄り添って頑張してほしい。

～申入れ事項～

- ① 業者を支援する観点から各団体の垣根を取り除き、地元業者を支援発展させる方針を打ち出すため、小企業振興条例を制定ください。
- ② コロナ感染の影響が長期化していることから、応援金の第二弾を行ってください。また、安芸高田市が行っている制度の広報や受付が民商からもできるようにしてください。
- ③ 売上(収入)が減少した場合、国保税や介護保険料、後期高齢者保険料、固定資産税が減免できる制度の基準をコロナ感染症が収まるまでは、同様の減免制度を行ってください。
- ④ 国もあらゆる給付金・助成金の要件では、一部の業種しか対象となりません。要件を緩和するよう緊急に国に要望してください。
- ⑤ 経済波及が見込まれる三次市の店舗・住宅リフォーム助成制度また地元の零細業者が使いやすい制度を創設してください。
- ⑥ 中小業者が存続した後継者対策は待ったなしです。ですが、各行政の支援や補助金は家族経営にハードルが高く活用できません。実態に合った支援を官民が一体となった相談・申請体制が取れるようにしてください。

空き家などの改修事業を展開している。今年度からはUターンによる多世代型のリフォーム助成制度を創設し、前から行っている会社の社宅改修制度とあわせ、市内の業

者を使うことを条件にしている。

⑥の事業継承については、安芸高田市において承継制度がないので勉強していきたい。裏面へつづく

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

年末調整についてのお知らせ

★年末調整点検会

点検会も3密を防ぐため、全体では行わずに予約制で対応します。

対応期間 12月14日～22日

1月7日～15日

時間 10時から14時30分

予約の無い方は対応できませんので気をつけましょう。

※対応日時を先週号まで12月25日としていましたが、事情により22日までとなりました。紙面により訂正とお詫びを申し上げます。

持続化給付金対応時間

日時 12月14日～22日

昼3時～5時

※必ず予約をして来てください。

回答後、カラオケ喫茶を営む田中さんから「感染対策をしても元のように戻らない」と現場の声を届け、市の担当者から、どのような対策などを取られているか質問がありました。

また、佐々木副会長は「地元経済を回すために行っている今の市の制度はまさに地産地消の考え方に他ならない振興条例そのもの。早く条例の制定をお願いします」と期待を込めて大きく要望しました。

〈表面のつづき〉

立場は違っても行政と協力して民商も頑張っていくことを伝え、より連携が強まった交渉・懇談となりました。



べ切りせまっています！

女子会で部員交流と飲食業支援をしよう！
婦人部員に「女子会引換券」を配布しています！

昨年、多くの婦人部員が交流できるようにと始めた女子会引換券。初めてのことで宣伝が行き届かず、コロナ禍で集まることもできなかったため、バージョニアアップした引換券を行うことを婦人部総会で決めました。11月24・25日に役員が集まり、引換券のセットと封筒詰めを行い、先週号の新聞と一緒に届けました。

女子会のルールは、
1 女子会引換（千円分）を
婦人部員に1枚ずつ配布。
2 婦人部員が2名以上集まって、女子会を開く。
3 期限内に引換券を民商に持参すれば
千円の助成金を渡す。

特に今、感染対策と苦難に立つ飲食業者を応援することを目的に、
①2名以上の部員で、
②お店に限らずテイクアウトも対象
③できるだけ、飲食業会員の名簿の活用
をもとに全婦人部員に送っています。

有効期限は来年6月末までとなっておりますので、忘年会、新年会なども含め、ランチなど部員同士が気軽に集まって交流してください。同封してある飲食業の会員名簿もご覧いただき活用してください。

無料法律相談

12月21日(月)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

第3波到来！ 相談は予約を！

先週からコロナ感染者が激増し、第3波が訪れています。感染を防ぐためにも相談は必ず予約をしてから来所をしてください。

2021年
ちひろカレンダー
1,500円
商工手帳
一冊800円

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654